

令和7年10月1日から 松阪市役所の窓口受付時間が変わります。

戸籍住民課の手続き		令和7年9月30日まで	令和7年10月1日以降
証明書 印鑑登録	住民票の写し、印鑑登録、印鑑登録証明書、 戸籍の証明書など	平日 8:30～17:15	平日 <u>9:00～16:30</u>
	戸籍住民課夜間窓口 ※振興局はありません。	毎週火曜日 17:15～19:00 ※火曜日が祝日の場合は翌水曜日	<u>第2,4火曜日</u> 16:30～19:00 ※火曜日が祝日の場合は翌水曜日
住所異動	転入届、転居届、転出届、世帯変更など	平日 8:30～17:15	平日 <u>9:00～16:30</u>
マイナンバー カード	市役所窓口でのマイナンバーカードの申請、 更新、暗証番号再設定など	平日 8:30～17:15	平日 <u>9:00～16:30</u>
	松阪市マイナンバーカードセンター(松阪市大黒田 町522 マックスバリュ サンフラワー店内)でのマイナン バーカードの申請、受取、更新、暗証番号再設 定など	水～金 11:00～19:00 土・日 9:00～17:00	水～金 11:00～19:00 土・日 9:00～17:00 ※メンテナンス日等で休業となることがありますので ホームページをご確認ください
コンビニ交付	住民票の写し、住民票記載事項証明書、 印鑑登録証明書、所得課税証明書、 課税証明書／非課税証明書	6:30～23:00	6:30～23:00
	戸籍(全部・個人)事項証明書、戸籍附票の写し ※松阪市本籍地の方	平日 9:00～17:15	平日 <u>9:00～16:30</u>

※戸籍住民課以外でも窓口受付時間が、
午前9時～午後4時半に変更になります。
詳細はホームページでご確認ください。



松阪市ホームページ

松阪市役所戸籍住民課
☎0598-53-4052

